

(1)



さくら 農業委員会だより



平成15年1月 発行
第70号

発行 佐倉市農業委員会
〒285-8501
佐倉市海隣寺町97
☎ 043-484-6285(直通)



佐倉市産業まつり



主な内容

- 会長 新年のごあいさつ …………… 2頁
 - 農業委員の役割など …………… 3頁
 - おしらせ …………… 4頁
- 相続税の納税猶予など

(本紙は、古紙配合率100%再生紙を使用しています。)

新年のごあいさつ

佐倉市農業委員会

会長 清水志津夫



新年あけましておめでとうございます。
希望に満ちた輝かしい新春を迎えお慶び申しあげます。

私達委員一同も、昨年七月の改選後、皆様方の心暖るご理解とご協力をいただき新しい年に入ることが出来ました。衷心より感謝申し上げます。

さて農業をとりまく情勢は難題が山積され大変厳しい時代が続いております。

第一に米の生産調整問題で過去最大の百六万ヘクタールという膨大な転作面積が国から示され稲作農家にとっては、この上ない仕打ちとしか思えない心境です。

農産物においては、米価の下落、輸入農産物の増大による安値等どれを取っても農家には経営の目的が立たない不安定な状況となっております。

農地制度においても次期通常国会に農地法の改正が提出される見通しとなっております。近年国内では食の安全と安心という言葉が

はやっておりますが、先のBSE問題・無登録農薬の使用により安全性が問われるなど生産体制や農業者の姿勢に対し社会の注目が集まっております。

本県においては昨年十二月二〇日に成田国際文化会館において、「千産千消」をテーマとして農業関係者多数が参集し、盛大に大会が開催され活発な意見交換が行われ、新しい時代の千葉県農業の方向が示され我々農家の誇りになる施策と感じました。

佐倉市では、申すまでもなく都市化が進み優良農地にも休耕地が目につくようになってまいりました。

そのような優良農地を保全し、農業を発展させていく為にも担い手を確保し、育成することが重要課題となっております。

この状況をふまえ農業の発展を図るために、様々な方々のご意見等取り入れ新たな社会経済情勢に対応できる農業の確立が必要不可欠と考えております。

我々農業委員は、農業再生に向け新たな農業政策の一翼を担うべくその任務や機能を発揮する様、鋭意努力する所存でございます。

農業委員一同微力ではございますが尽力してまいりますので、皆様の御支援を賜りたくお願い申し上げます。

迎春

農業委員一同（議席順）

- 大川悦司（下勝田）
- 長澤信夫（六崎）
- 三門増雄（青菅）
- 鹿谷 守（江原新田）
- 遠藤英雄（馬渡）
- 中村正美（直弥）
- 中村照治（坂戸）
- 篠原久幸（内田）
- 栗原 隆（吉見）
- 寺田一彦（表町）
- 岩淵重雄（大篠塚）
- 土屋幸文（飯塚）
- 清宮利行（岩名）
- 栗生喜三男（内田）
- 臼井尚夫（西志津）
- 根本一男（羽鳥）
- 田中資造（木野子）
- 荒川重雄（大佐倉）
- 岩井正一（飯田）
- 細谷壽雄（吉見）
- 志田善政（臼井田）
- 清水志津夫（下志津）

農業委員は農家の代表者です 農地等の相談はお近くの農業委員へ!!

農地の売買・貸借・農地転用・相続・贈与・農業者年金

農地の貸借・売買・農地の転用についての審査

- ・申請事項についての調査
- ・審議・決定



農業委員は地域の世話役

- ・農地、税金、後継者など農家の相談相手



地域農業と優良農地の保全確保

- ・土地利用の合意形成
- ・無断転用の防止



農業者年金の加入と受給手続きのお手伝い

- ・加入の促進
- ・受給手続き手伝い
- ・円滑な経営移譲の指導



農地情報等の一元管理

- ・農地基本台帳の整備
- ・各種証明書の発行



認定農業者等への農地利用集積、経営改善の支援

- ・農用地の利用調整・あつせん
- ・農業簿記など講習会実施



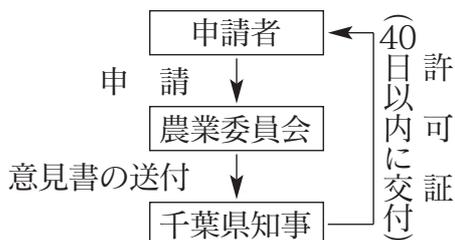
これらの行為には許可が必要です！

- ・農地を耕作する目的で買ったり、借りたりする場合 → 農地法第3条許可
- ・自分の農地を自ら転用し、農地でなくする場合 → 農地法第4条許可 (第4条届出)
- ・自分の農地を第三者に貸したり、売ったりして転用する場合 → 農地法第5条許可 (第5条届出)

事務処理期間

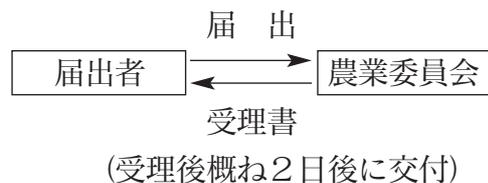
市街化調整区域

(申請書等の受付は毎月10日が締切です
※10日が土、日、祝日の場合はその前日になります)



市街化区域

(随時受付)



相続税の納税猶予 制度について

この特例は、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格（恒久的に農業の用に供すべき農地等として取引される場合に通常成立すると認められる価格）を超える部分に対する相続税の納税を猶予し、相続税の申告期限から、原則として、二十年を経過するまでの間、その農地等で農業を継続した場合には、猶予税額の納税を免除するという制度です。

この制度は、農業相続人自身が特例の適用を受けた農地等（特例農地）において農業経営を継続することが要件とされており、免除の要件に該当する前に譲渡、転用（ヤミ転用含む）、農業経営を廃止した場合などには、猶予税額の全部又は一部を利子税（年六・六％）と併せて納付しなければなりません。

納税猶予を受けた後は

納税猶予を受けてから猶予が確定し免除されるまで、原則二十年間（生産緑地を猶予されている場合は終身営業）農業相続人は、特例農地で農業経営を継続しなければなりません。

せん。

また農地は、常に良好に保全して耕作を続けなければなりません。そして三年毎に継続届出書を所轄税務署に提出し、その際農業委員会の発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」が必要になります。最近耕作放棄や無断転用等により、適切な農業経営が行われていないケースも見受けられ、税務署の対応も一段と厳しくなり、特例農地の抜き打ち調査等も行われています。特例農地はいつも良好に耕作し管理してください。

なお、本特例の適用を受けるためには、一定の要件に該当していなければなりません。

詳しくは、所轄の税務署又は農業委員会へご相談ください。

相続税納税猶予の流れ



農業委員会ホームページの更新について

リンク集を更新しました。農業経営に参考になると思われるホームページを紹介しております。

また、農地転用届出申請書の書式についても、このサイトからダウンロードできます。

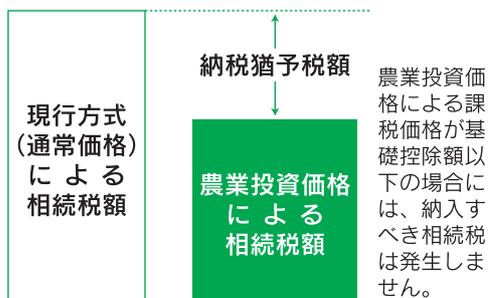
過去の農業委員会だより（平成13年9月号以降）もご覧いただけますので、ご利用ください。

佐倉市のホームページからどうぞ！

<http://www.city.sakura.chiba.jp>

オリジナルページ→農業委員会事務局をクリックして下さい。

農地等の相続税の納税猶予



農業委員会総会の予定

開催月	開催予定日
15年4月	23日
5月	22日
6月	23日又は24日
7月	24日
8月	22日
9月	24日又は25日

全国農業新聞を 購読しましょう

農業をとりまくいろいろな情報、これからの農業経営についての新しい知識、技術を分かりやすく紙面で皆さんに的確にお伝えする全国農業新聞をおすすめします。

発行日 毎週金曜日

購読料 一ヶ月六〇〇円（送料共）

お申し込みは、農業委員会または農業委員までどうぞ。

農業委員会だよりは、農家のみなさんのための情報誌です。ご意見、ご感想、又情報などありましたら事務局までお寄せ下さい。